平成２１年（フ）第１１４号
山口県宇部市大字船木31番地
債務者　中村　益朗
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１２０号
山口県山陽小野田市叶松１丁目12番２―103号県営住宅Ｆ棟103号
債務者　國本　貴子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第７８３号
仙台市若林区六丁の目中町４番17―507号
債務者　奈良　　哲
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９２５号
仙台市泉区将監５丁目１番22―12号
債務者　山口由紀彦
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１０５号
仙台市青葉区支倉町４番27―301号
債務者　木村　安雄
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１０７号
宮城県多賀城市浮島２丁目20番３―54号
債務者　大越美津子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８号
三重県鈴鹿市若松北２丁目６番１号　レオパレスアルカディア204、前住所愛知県豊明市前後町鎗ケ名1824番地３　サンハイツ前田１―Ｂ号
債務者　佐藤　友紀
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９６８号
神戸市北区道場町日下部469番地の13―Ｆ―103号、従前の住所神戸市北区大沢町日西原1347番地
債務者　小西由美子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９７９号
神戸市須磨区古川町２丁目１番３―10704号
債務者　片江ミヱ子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１００２号
神戸市北区藤原台北町３丁目９番７号、前住所神戸市北区有野町有野760番地の１
債務者　本田　良一
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１００３号
神戸市北区藤原台北町３丁目９番７号、前住所神戸市北区有野町有野760番地の１
債務者　本田日出子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０１３号
兵庫県三田市ゆりのき台１丁目１番地Ａ棟1004号
債務者　安井　章雄
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０１８号
神戸市北区松が枝町１丁目１番地の45―701号、従前の住所神戸市北区桂木２丁目７番地の３
債務者　柏岡　健司
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０３４号
神戸市須磨区東落合２丁目11番２号、従前の住所神戸市西区伊川谷町有瀬1555番地の７
債務者　福田美奈子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０３９号
神戸市兵庫区駅前通１丁目２番12号　チャンピオン兵庫ビル５Ａ
債務者　白川　哲也
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０４０号
神戸市兵庫区熊野町３丁目14番11―202号
債務者　竹國　結賀
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６３０号
兵庫県尼崎市七松町１丁目15番12号永伸文化１Ｆ　Ｅ、前住所大阪市中央区日本橋１丁目10番15号富士ハイツ204号
債務者　山城　米子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係